

声 明 文

『文化財の科学調査に伴う手続きの重要性について』

文化財をより良い状態で後世に伝えること、文化財から様々な情報を引き出して科学や歴史の研究に役立て、その研究成果を社会に還元することは文化財科学に携わる者に課された使命です。調査研究や保存修復にあたっては、常に関連法規等を遵守し、確固とした倫理観と高い見識をもつことが要求されるのは当然です。

文化財の保存修復を行う際の事前調査として、劣化の原因究明や現状把握のための科学調査を行うことは不可欠です。また文化財から情報を引き出すための調査の一環として、材質・技法、産地、年代測定、古環境等に係る科学調査を行うこともあります。これらの目的による文化財の科学調査は「非破壊調査」が原則です。サンプリングなどの「破壊調査」を行う場合は、確固たる倫理観と見識をもって社会に必要性・正当性を示し、所有者に対して①必要性・正当性を提案し、②承諾を得て、③調査・分析の方法・結果を記録し、④それを所有者に報告し、⑤結果の公開などを経て論文等に使用することが基本です。さらに、⑥分析に用いた試料やデータは再検証できるように可能な限り保管・管理することが求められます。これらの手続きが適正に行われないう場合、それは社会や所有者に対して信頼を欠く重大な不正行為となります。

以上の観点を踏まえ、日本文化財科学会は文化財の科学調査に携わる学会員諸氏に対して「日本文化財科学会員の行動規範」を厳守していただくことを改めて強く要望いたします。また、わが国における文化財の科学調査のコンプライアンスを正しく確立する必要があることを十分に認識していただきますよう、宜しくお願いいたします。

日本文化財科学会は、この度の不適切な科学調査の在り方を反省の機とし、会員の研究倫理と見識をより高めて文化財調査にあたるべく努力してまいります。

2019年（令和元年）6月24日

日本文化財科学会

会長 泉 拓良